

一般廃棄物処理計画

【見直し分】

平成30年2月

築上町

目 次

第1章 計画の基本的な考え	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画期間	3
第2章 地域概況の把握	4
第1節 築上町の概要	4
1 位置・地勢	4
2 沿革	5
第2節 社会環境	6
1 人口・世帯数	6
2 産業	8
3 土地利用	9
第3章 ごみ処理の状況	10
第1節 ごみ処理事業の概要	10
1 ごみ処理の体系	10
2 収集方式及び実施体制	12
第2節 ごみの排出量	13
1 ごみの排出量の推移	13
第3節 ごみ排出抑制・資源化の状況	14
1 排出抑制・資源化の状況	14
2 国・県との比較	16
第4節 ごみ組成調査結果	17
1 調査の概要	17
2 調査結果及び考察	17
第5節 排出・収集・運搬の状況	20
第6節 中間処理、最終処分の状況	21
第7節 課題の抽出	22
1 排出抑制・資源化	22
2 収集・運搬	22
3 中間処理	22
4 最終処分	22
第4章 基本方針	23
第1節 基本方針	23
第5章 ごみ量の将来推計	25
第1節 人口とごみ排出量の予測	25
1 人口の予測	25
2 ごみ排出量の予測	26
第6章 ごみ処理基本計画	28
第1節 排出抑制・資源化計画	28
1 計画目標	28
2 排出抑制・資源化のための施策	29
3 町民・事業者・行政の役割	30
第2節 収集・運搬計画	33
1 計画目標	33
2 排出・収集・運搬の方法	33

3	収集運搬の量	34
第3節	中間処理計画	35
1	計画目標	35
2	中間処理の方法	35
第4節	最終処分計画	36
1	計画目標	36
2	最終処分の方法	36
3	最終処分の量	36
第5節	総合的な計画	37
1	総合的な計画	37
第7章	生活排水処理基本計画	39
第1節	基本方針	39
1	生活排水処理に係る理念、目標	39
2	生活排水処理施設整備の基本方針	39
第2節	生活排水処理の現状	40
1	生活排水の排出状況	40
2	し尿・浄化槽汚泥の処理状況	40
第3節	生活排水処理計画	42
1	生活排水の処理主体	42
2	処理の目標	42
3	生活雑排水を処理する区域および人口など	44
4	施設とその整備計画の概要	44
5	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	45
6	その他	45

第1章 計画の基本的な考え

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景・目的

これまでの大量生産・大量消費型社会経済活動により、人々は物質的な豊かさを手に入れることができましたが、一方では大量の廃棄物が発生することになり環境への負荷が増大しています。また天然資源の枯渇や地球温暖化など、地球規模での環境問題が生じています。

国においては環境基本法や循環型社会形成基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）の改正、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）、特定家庭用機器再商品法（家電リサイクル法）の制定など、新たな法整備が進められています。これらの法体系のもとで、廃棄物の発生排出を抑制するとともに、リサイクルの促進を図り、循環型社会の実現を目指していく必要があります。そのためには町民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、地域レベルで対応していくことが求められています。

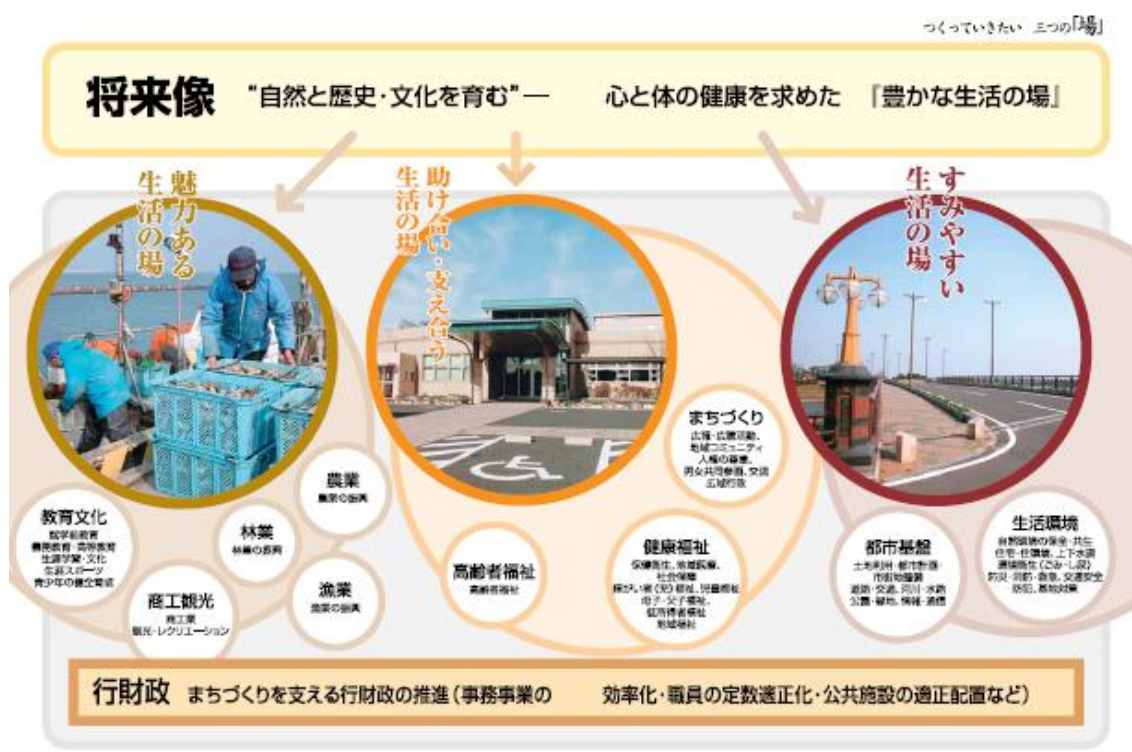
築上町（以下、「本町」という。）は、可燃物の固形燃料化による分別収集や資源回収の補助制度、生ごみ処理機購入などへの補助を実施し、ごみの減量化・資源化を推進しています。

このような社会・経済情勢の変化や様々な問題などに対応し、循環型社会の構築を目指すためには、今後も更なる廃棄物の減量化・資源化とともに、適正な処理を推進していく必要があります。そこで廃棄物処理に関して必要な施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画として「一般廃棄物処理計画」を策定します。

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年条例第99号）に基づいて定めるものです。

第2節 計画の位置付け

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第6条第1項に規定される一般廃棄物処理計画の基本計画です。つまり、町の総合計画に定めている計画事項のうち、一般廃棄物処理行政における事項を具体化するための施策方針を示しています。総合的・中長期的な視点で行政が行う計画的なごみなどの処理推進と、町民が行なうべき行動を支援、促進することを基本方針としています。



（平成 20 年 3 月発行 築上町町勢要覧 2008 より引用（18, 19 ページ））

図1 築上町の将来像

第3節 計画期間

本計画の期間は、平成23年度（2011）から平成32年度（2020）までの10年間とします。

ただし、社会・経済状況の変化が激しいなか、廃棄物・リサイクルに関する法律、諸制度の整備など廃棄物対策をとりまく環境の変化が見込まれるため、概ね5年を目途に改定し、さらに必要に応じて見直しを行うものとします。

初年度	中間年度	目標年度
平成23年度 (2011年度)	平成27年度 (2015年度)	平成32年度 (2020年度)

第2章 地域概況の把握

第1節 築上町の概要

1 位置・地勢

築上町は、福岡県の東部、周防灘に面して位置し、北は行橋市、西はみやこ町、東は豊前市、南は大分県中津市に接しています。

築上町の総面積は119.34K㎡で、南部は、ほとんどが山林で占められており、そこを源とする多くの河川が北部の平野を潤し、周防灘に注いでいます。

築上町の北部を北西から南東にかけて国道10号や東九州自動車道及びJR日豊本線が貫き、これらと交差して主要道路や一般県道が整備され、北九州市、大分市などの地方中核都市と連絡しています。空の玄関である北九州空港までは約20km圏に位置しています。



図2 築上町の位置

2 沿革

本町は、平成 18 年（2006 年）1 月 10 日に、旧椎田町と旧築城町が合併し、新町「築上町」が誕生しました。2 町は古くから行政、文化、生活等広い範囲で結びつきが強く、住民間の交流も活発でした。築上町としての歴史は、旧椎田町、旧築城町の深い歴史をそのまま受け継いでいます。

旧椎田町は、およそ 3 千年前の石町遺跡・岩陰遺跡にみられる縄文時代にまでさかのぼることができます。古墳時代、この地方一帯は、「豊の国」と呼ばれ、7 世紀になって豊前・豊後に分かれました。昭和 30 年（1955 年）、椎田町、八津田村、葛城村及び西角田村の 1 町 3 村が合併し、椎田町となりました。

一方、旧築城町は、かつての豊前国に属し、古来より稲作を中心とした、純農村地帯として発展してきました。近代に入って、明治 22 年（1889 年）市町村制の施行により、上城井村、下城井村及び築城村となり、昭和 30 年（1955 年）4 月 1 日、町村合併促進法により 3 村合併が行われ築城町が誕生しました。

翌、昭和 31 年（1956 年）5 月には、椎田町大字東八田の一部を境界変更により編入しました。

第2節 社会環境

1 人口・世帯数

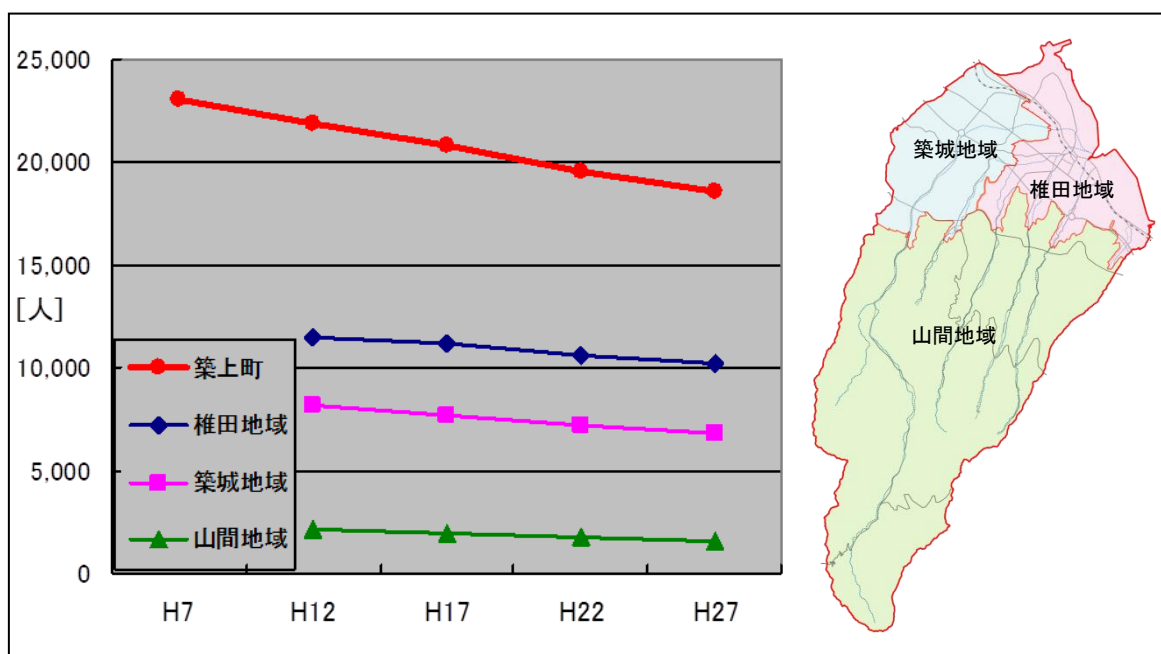
(1) 人口の推移

本町の人口は、平成27年現在18,587人であり、福岡県全体では増加傾向が続いていますが、京築広域圏は減少（H22～H27で2.6%減少）しており、本町の人口も京築広域圏を上回る減少傾向にあります。また、町内すべての地域で減少傾向にありますが、椎田地域の減少率は町平均よりも緩やかであり、山間地域は12%を越える減少率を示しています。

表1 人口の推移（国勢調査）

	H7	H12	H17	H22	H27	増減率(%) (H22-H27)
椎田地域	—	11,525	11,192	10,558	10,257	▲2.9
築城地域	—	8,161	7,702	7,244	6,803	▲6.1
山間地域	—	2,162	1,943	1,742	1,527	▲12.3
築上町	23,070	21,848	20,837	19,544	18,587	▲4.9
福岡県	4,933,393	5,015,699	5,049,908	5,071,966	5,101,556	0.5
京築地域	196,046	195,573	191,521	189,264	184,404	▲2.6

図3 人口の推移（国勢調査）



(2) 人口密度

用途地域が指定されている椎田地区中心部において、人口密度が 40 人/ha 以上と高くなっています。準都市計画区域に指定されている JR 椎田駅、築城駅周辺に人口が集中しており、その周辺では次第に人口密度は低くなっている。

(3) 人口動態

人口動態から増減の内訳をみると、平成 11 年以降毎年 90～300 人減少しています。自然動態では、平成 11 年以降毎年 50 人以上減少し、社会動態も平成 11 年以降毎年減少しており、減少数は拡大傾向にあります。

(4) 年齢別人口

本町の年齢別人口は、平成 27 年現在、年少人口（0 歳～14 歳）2,232 人、生産年齢人口（15 歳～64 歳）9,959 人、老年人口（65 歳以上）6,367 人となっており、同人口構成比は、12.0%、53.7%、34.3%であり、県平均 12.2%、64.7%、23.1%と比べて老年人口の割合が高くなっています。

各区分別の構成比の推移は、平成 7 年より老年人口が年少人口の割合を上回り、今後も少子・高齢化が進行すると予想されます。

2 産業

産業分類別人口

- 第1次産業の割合が高いことが特徴
- 第1次産業の減少が顕著

産業別就業者人口の構成は、平成17年現在で第1次10.8%、第2次28.3%、第3次62.9%と第3次産業就業者の割合が最も高くなっています。県平均と比較すると第1次産業の割合が高く、第3次産業の割合が低くなっており、第1次産業の割合が高いことが特徴といえます。

就業者数の推移をみると、第1次産業の減少が顕著であり、昭和60年から平成17年の間に半減しています。

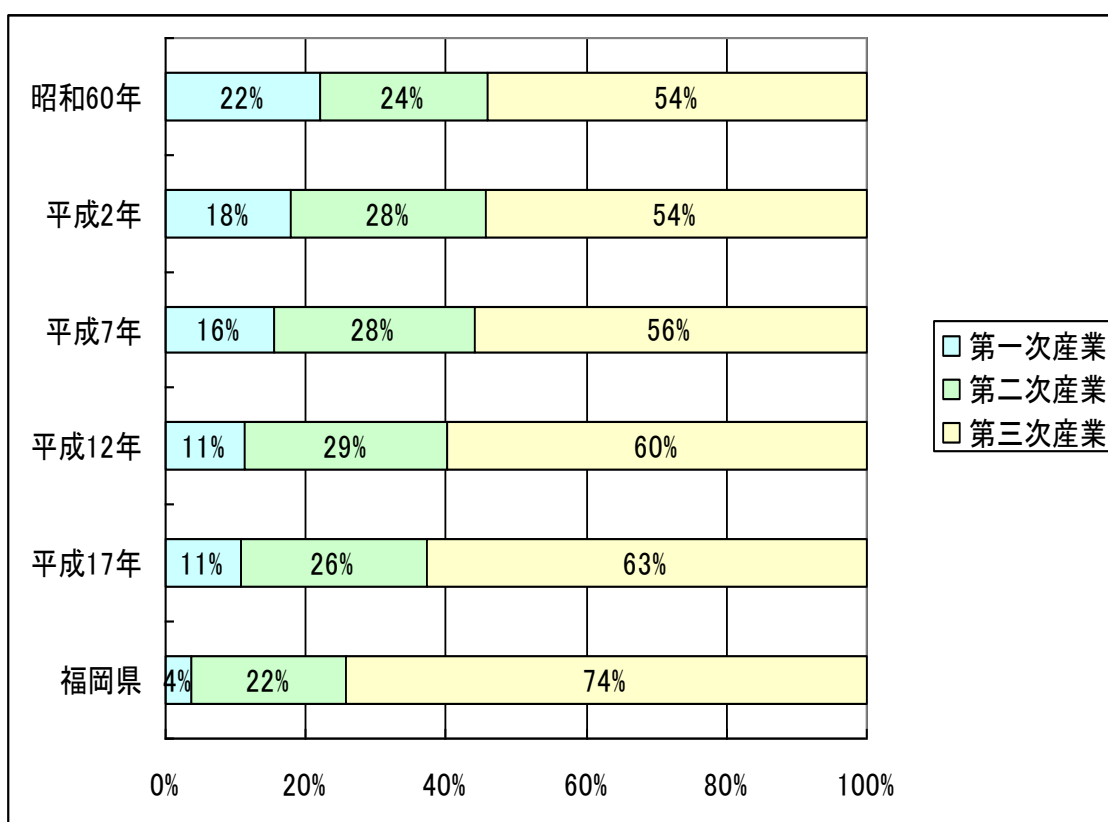


図4 産業別就業者数の推移(国勢調査)

3 土地利用

(1) 土地利用の状況

本町は、周防灘に面する北部の平坦部と南部の大半を占める山林・丘陵地より構成されています。また、山林から周防灘に至るいくつかの河川により、手の指を広げたような形で沢が形成され、集落地や農地（棚田）などが形成されています。したがって、山林部と北部の平坦地との一体性が低く、町全体として南部の山林部と北部の平坦地との一体性が高くなっています。

土地利用構成は、農用地（田・畑）が約 42%、山林・水面・その他自然地在が約 32%、宅地（住宅用地）が約 10%、その他公共用地が約 16%であり、自然的土地利用が約 7 割を占めており、特に「田」は約 4 割を占めています。

宅地に関しては、JR 椎田駅及び JR 築城駅周辺に集中しています。また工業用地は国道 10 号沿道などを中心に点在しています。

一方、全体の 4 割を占める田は、町内に広く分布しています。

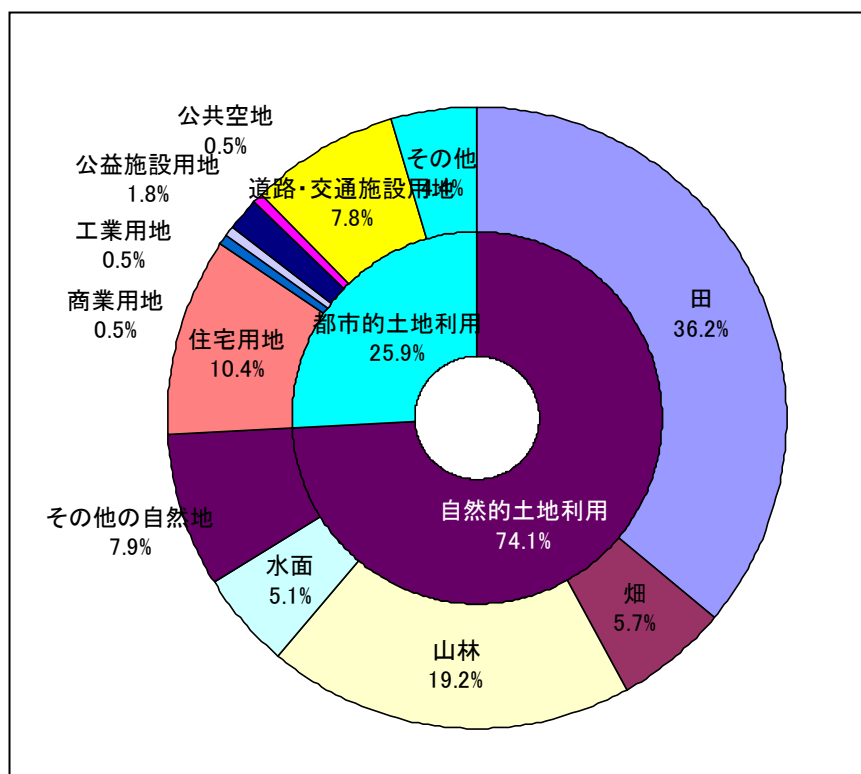


図5 築上町の土地構成

第3章 ごみ処理の状況

第1節 ごみ処理事業の概要

1 ごみ処理の体系

図6-1に、ごみ処理のフロー(平成23年度)、図6-2に、ごみ処理のフロー(平成30年度以降の計画)を示します。

本町で発生したごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみに大別されます。

資源ごみは、排出段階で表2に示すと通りの収集区分を設けており、委託業者による収集、又は自己搬入が行われています。

一般廃棄物のうち、椎田地域及び築城地域から排出されたごみは築上町清掃センターに搬入しています。

また、家電リサイクル法の対象品目(ブラウン管式テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機)家庭用パソコン(デスクトップ本体、ノートパソコン、ディスプレイ(CRT式、液晶式))、処理困難物は、販売店やメーカーなどに引き取ってもらっています。

表2 収集区分

区 分		品 目	
収集 ごみ	可燃性ごみ	生ごみ、紙おむつ、ペットボトル、紙パック、紙くず、トレー類、生花・枯葉等	
	不燃性ごみ	その他類	プラスチック類、小型電化製品、飲食料用以外の缶・びん、皮革製品、カセットテープ類、おもちゃ、ガラス製品、陶器など
		飲食料用びん	ジュース・酒類・調味料・びん・お菓子などの飲食料用のびん
		飲食料用かん	ジュース・ビール・調味料・缶づめ・お菓子などの飲食料用の缶
	資源ごみ	新聞・雑誌などの古紙・衣類・ダンボール	
有害ごみ		使用済乾電池、体温計(水銀使用)	
粗大ごみ (可燃性・不燃性)		ふとん、ベッド、ソファ、タンス、棚類、机、いす、ストーブ、扇風機、自転車、剪定枝(長さ1m、直径30cm未満に束ねたもの)	
収集できないごみ		産業廃棄物、劇物・毒物、消火器、農機具、危険性引火物、タイヤ、バッテリーなど	
メーカーによるリサイクル		家電リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)、パソコン	

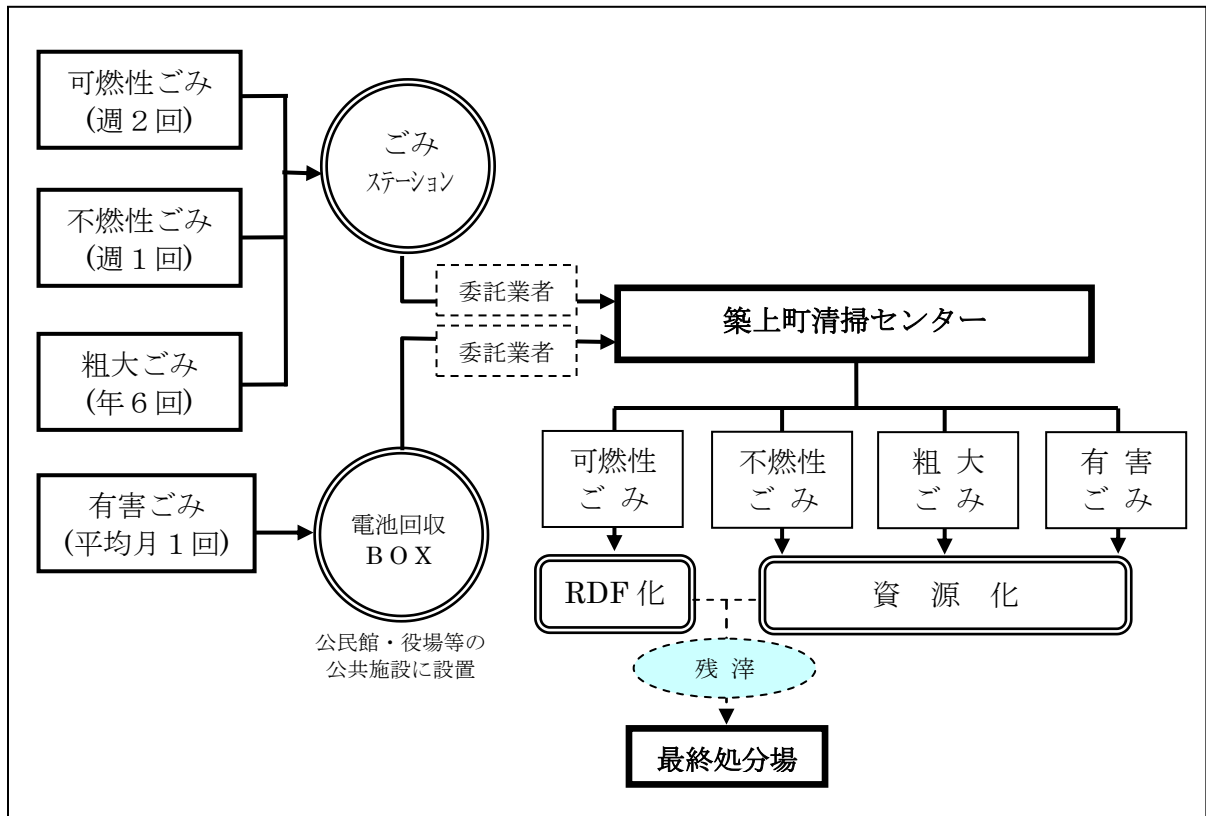


図 6 - 1 処理フロー図 (平成 23 年度)

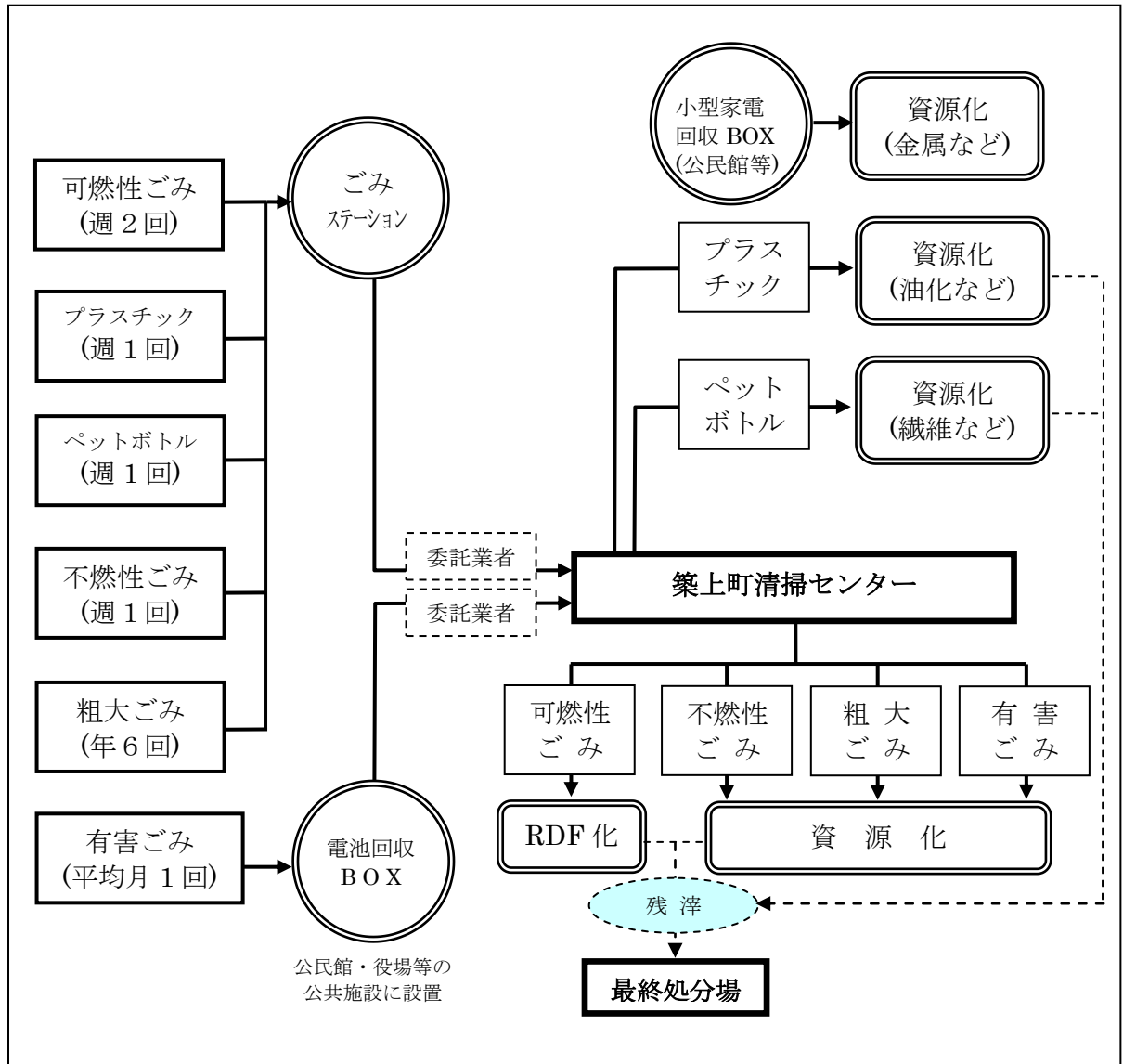


図 6 - 2 処理フロー図 (平成 30 年度以降の計画)

2 収集方式及び実施体制

ステーション方式・個別方式とし、原則としてこれを継続する。

平成 8 年 6 月までは許可によるものと粗大ごみ、有害ごみ（乾電池・体温計）を一部委託で収集を行っていたが、それ以降全面的に委託方式で収集を行なっている。

なお、一般廃棄物は全て業者による収集であるが、事業系については業者の自己搬入によるものとする。更に、ごみの臨時搬入として、収集日に町内にいない場合（引越及び遺品の片付等）は清掃センターへの直接搬入を許可している。

第2節 ごみの排出量

1 ごみの排出量の推移

ごみの減量とごみ資源の分別収集は、環境への負担軽減や資源の有効利用など地球環境保全の意味からも重要な課題となっています。

近年本町においては、ごみ減量の啓発及びごみ排出抑制意識の高まりから、廃棄物排出量が減少傾向にあり、可燃性ごみについても、家庭からの排出量は、同様に減少傾向である。

不燃性ごみについては、リサイクルの推進などの効果により年々減少していますが、現在の一般廃棄物最終処分場の埋立処分地に残余年数に限りがあり、また、新たな処理施設の選定が困難であるため、収集体制を含めた大幅な改革が必要となっています。

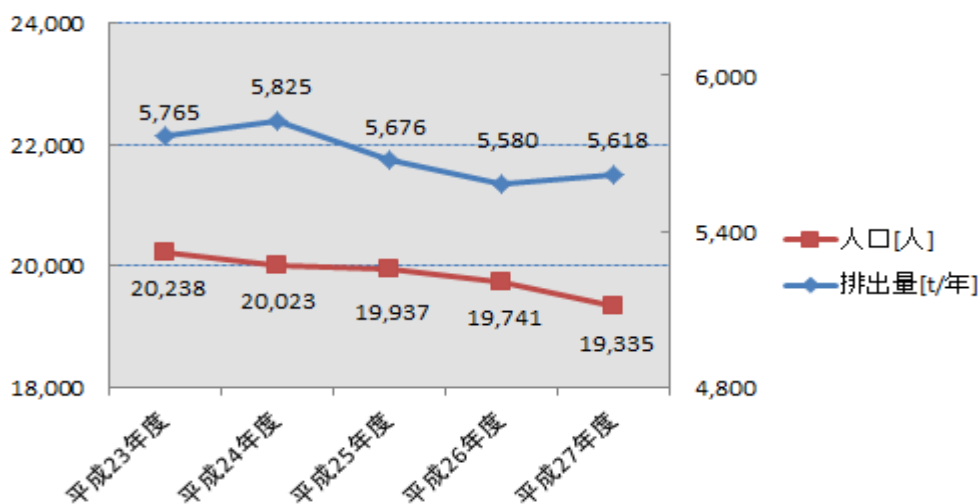
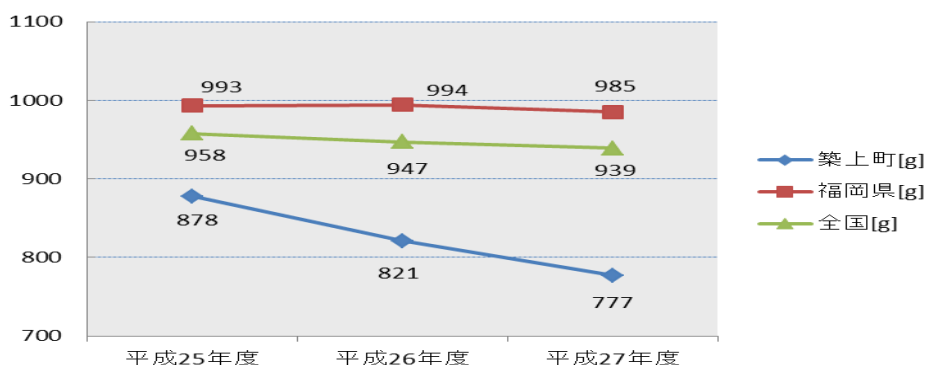


図7 人口と総排出量

また、1人平均排出量は図8に示すように総排出量にほぼ同様の減少傾向を示しています



※ 環境省 廃棄物処理技術情報より引用

図8 1人1日平均排出量

第3節 ごみ排出抑制・資源化の状況

1 排出抑制・資源化の状況

本町では、排出抑制、資源化推進施策として、古紙回収や生ごみ処理機等購入費に対する補助金の交付などを行っています。

(1) 古紙回収補助金制度

子ども会育成会などの営利を目的としない町内の団体に対して、古紙回収補助金交付要綱の規程に基づき補助金を交付し、新聞紙、雑誌、段ボール等のリサイクルの推進を図っています。

集団回収の実績は表3のとおりです。

表3 古紙回収実績

区分／年度	平成26年	平成27年	平成28年
回収量 (t)	2.5	2	2.5
団体数 (団体)	1	1	1

(2) 生ごみ処理機等補助金制度

一般家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、コンポスト、生ごみ容器、電気式生ごみ処理機を購入した場合「築上町生ごみ処理機補助金交付要綱」の規定により補助金を交付しています。

表4 生ごみ処理機補助件数 (基数)

区分／年度	平成26年	平成27年	平成28年
生ごみ容器、コンポスト	4	7	5
電気式生ごみ処理機 (基)	3	2	1

(3) 総資源化量とリサイクル率

本町の総資源化量とリサイクル率の実績は表5と図9のとおりです。

表5 総資源化量とリサイクル率の実績

単位：t/年

区分／年度		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総排出量	椎田地区回収量	3,438	3,379	3,300	3,378	3,194
	築城地区回収量	2,162	2,104	2,125	2,128	2,155
	リサイクル施設量	225	193	155	112	103
	合計	5,825	5,676	5,580	5,618	5,452
再生利用	RDF製品化量	2,289	2,246	2,171	2,178	2,203
	カン	109	121	113	103	97
	ビン	194	185	174	162	156
	新聞、雑誌、ダンボール	-	-	-	-	-
	合計	2,592	2,552	2,458	2,443	2,456
	リサイクル率	44.49	44.96	44.05	43.48	45.04

*新聞、雑誌、ダンボールについては、許可制のため数量未確認

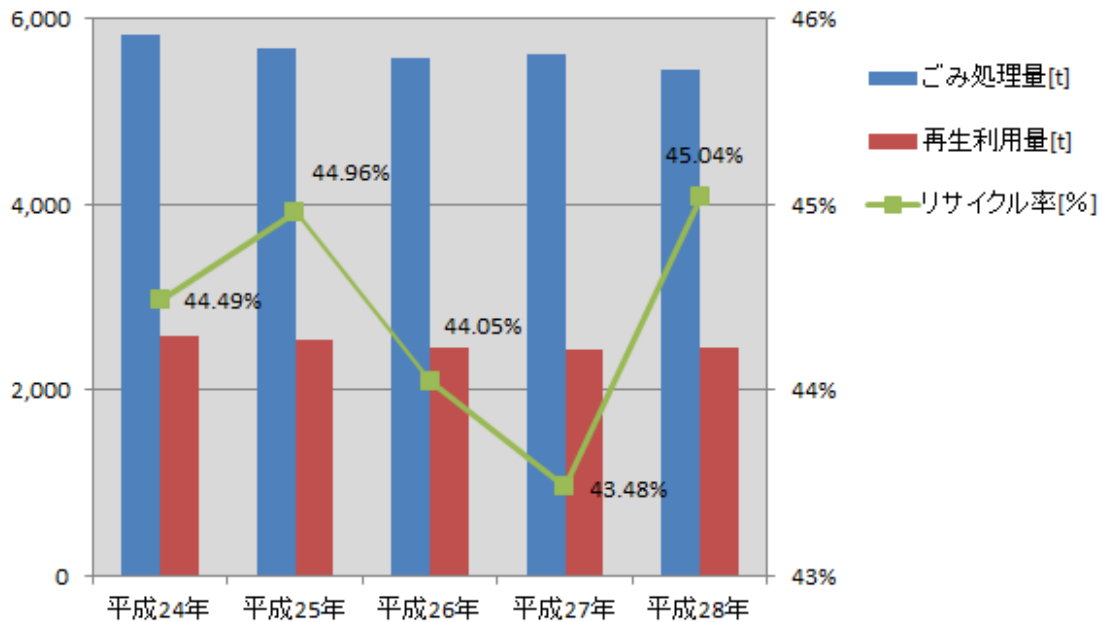
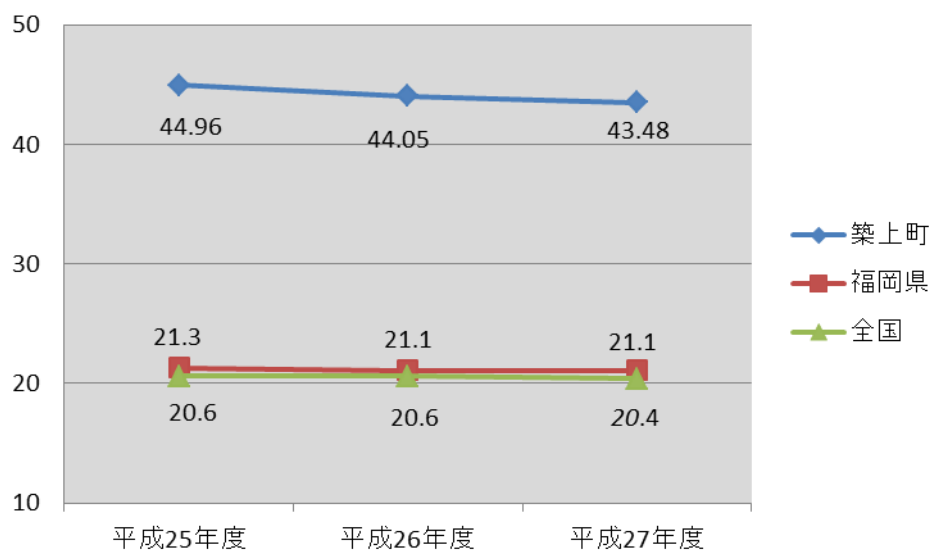


図9 総資源化量とリサイクル率の推移

2 国・県との比較

本町のリサイクル率と全国平均、福岡県平均は図10のとおりです。

平成27年度の築上町のリサイクル率は43.48%で、全国平均20.4%と福岡県平均21.1%の、それぞれ上回っています。しかし、リサイクル率が前年比 $\Delta 0.56\%$ と下降しています。



※ 環境省 廃棄物処理技術情報より引用

図10 リサイクル率の実績

第4節 ごみ組成調査結果

1 調査の概要

(1) 調査の目的

家庭系ごみ（可燃性ごみ）で、ごみステーションに排出されたごみを組成分析し、ごみの分別状態や資源化可能なものがどの位含まれているかなどの実態を把握する目的で調査を行いました。

(2) 調査品目

家庭系ごみ：可燃性ごみ

(3) 調査時期

可燃性ごみ：平成24年2月28日

(4) 調査対象地域

椎田地域（可燃性ごみ約50kg）、築城地域（可燃性ごみ約40kg）

2 調査結果及び考察

(1) 可燃ごみ品目別組成結果（湿重量）

可燃ごみの組成分析結果（湿重量）は、図11に示すとおりです。

家庭系ごみの可燃ごみの中に最も多く含まれていたものは、「生ごみ」であり、地域によって多少差はありますが約47%を占めていました。次いで「紙類」が約15%、「プラスチック類」が約15%、「紙おむつ」が約12%の順となっています。

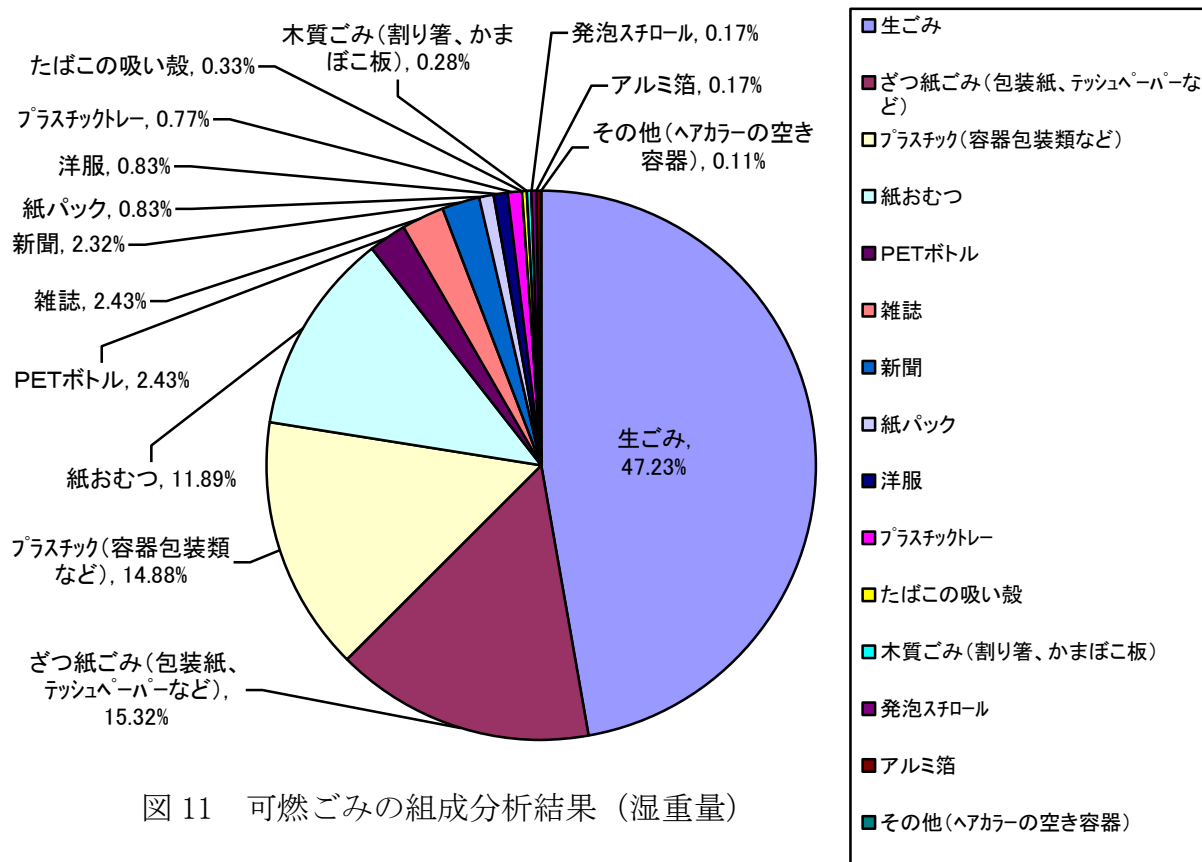


図11 可燃ごみの組成分析結果（湿重量）

(2) 可燃ごみ品目別組成結果（乾燥重量）

RDF 製品化を行うには、可燃性ごみを乾燥させる必要があります。

可燃ごみの組成分析結果（乾燥重量）は、図 12 に示すとおりです。可燃ごみの組成分析結果（湿重量）では、可燃ごみが約 49%、水分が約 47%占めますが、乾燥後は、生ごみは 10.1%であり、紙類が 53.9%を占めます。次いでビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が 26.4%を占めます。

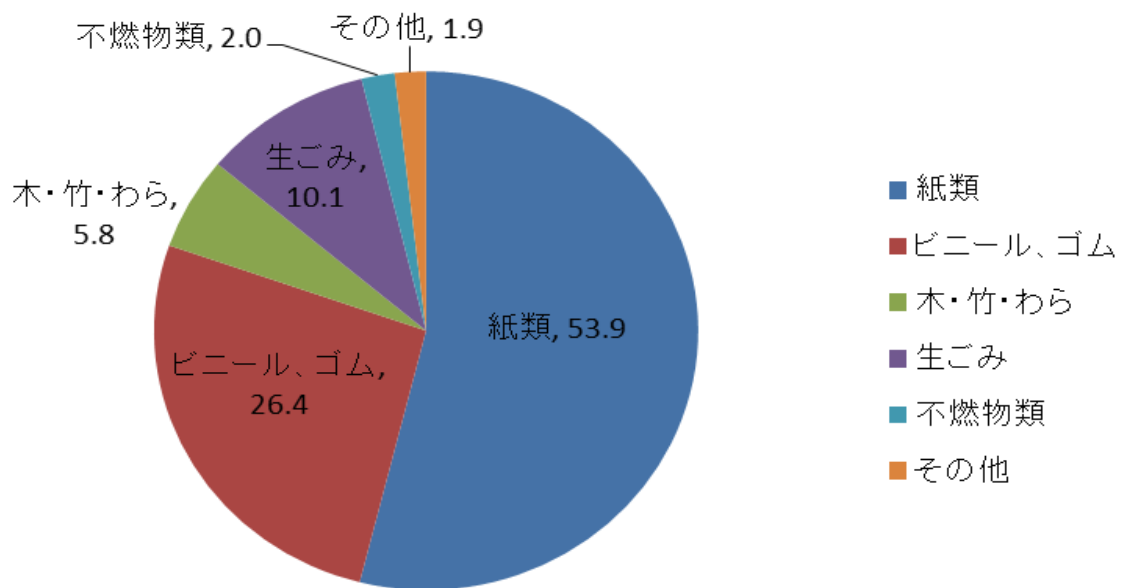


図 12 可燃ごみの組成分析結果（乾燥重量）

(3) 可燃ごみの資源化物の割合

ごみ組成分析結果から、現在何らかの資源化ルートが確保されているものを資源化可能物と定義して、可燃ごみの中にどれだけの資源化可能物が混入しているかを示すと、表6のとおりとなります。

可燃ごみに含まれる資源化可能物は、地区によって多少の差は生じていますが、約3%でした。

表6 可燃ごみの中の資源化可能物混入割合

(単位：%)

分 類	%
雑 誌	2. 4 3
新 聞	2. 3 2
布 類	0. 8 3
缶 類	0. 0 0
びん類	0. 0 0

第5節 排出・収集・運搬の状況

本町では、町内全体を収集運搬区域としています。家庭から排出されるごみについては、収集日の朝7時30分までにごみステーションへ排出し、主として委託業者による収集を行っており、一部自己搬入を行っています。事業系一般廃棄物（商店・事業所・飲食店から出るごみ）は委託業者による収集を行っています。

表7 収集・運搬体制の現状

区 分		収集回数		収集方法	収集運搬	
		椎田地区	築城地区			
家庭系	分別収集ごみ	可燃性ごみ	週2回	週2回	ステーション・個別	委託
		不燃・その他	週1回	週1回		
		飲食料用・びん類	週1回	月3回		
		飲食料用・かん類	週1回	週1回		
		資源ごみ	週1回	週1回		
		乾電池	随時	随時		
		可燃性・粗大ごみ	年6回	年6回		
		不燃性・粗大ごみ	年6回	年6回		
事業系ごみ		随時	随時	個別	委託	
直接搬入		随時	随時		排出者	

本町では、家庭から出る粗大可燃性ごみ及び粗大不燃性ごみをごみステーションに排出する場合、購入した粗大ゴミシールを貼付する必要があります。

第6節 中間処理、最終処分状況

(1) 中間処理、最終処分の状況

町内で排出される可燃ごみ・不燃性ごみは「築上町清掃センター」において処理を行っています。不燃物の処理残渣は、同様に築上町清掃センター内最終処分場において埋め立て処理を行っています。

(2) 中間処理施設の概要

表8に可燃ごみの中間処理施設の概要、表9に不燃ごみの中間処理施設の概要、表10に資源ごみの中間処理施設の概要を示します。

表8 可燃ごみの中間処理施設の概要

◆ 名称	ごみ処理施設 (RDF (固形燃料化) 施設)
◆ 所在地	築上町大字築城 1784 番地 (築上町清掃センター内)
◆ 処理方法	固形燃料化方式
◆ 処理能力	25 t / 8 時間
◆ 竣工	平成 12 年 4 月

表9 不燃ごみの中間処理施設の概要

◆ 名称	リサイクル施設 (不燃ごみ・粗大ごみ処理施設)
◆ 所在地	築上町大字築城 1784 番地 (築上町清掃センター内)
◆ 処理方法	破碎・選別・圧縮方式
◆ 対象物	不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ
◆ 破碎能力	7t/5 時間
◆ 竣工	平成 16 年 8 月

(3) 最終処分施設の概要

最終処分場は、表11にその概要を示します。

表11 最終処分場の概要

◆ 名称	築上町最終処分場
◆ 所在地	築上町大字築城 1784 番地 (築上町清掃センター内)
◆ 埋立方法	準好気性埋立構造、セル方式
◆ 埋立対象物	RDF 残渣、破碎不燃残渣他
◆ 埋立面積	2,571 m ²
◆ 埋立容量	9,820 m ³
◆ 埋立期間	平成 12 年 4 月～平成 33 年 11 月
◆ 浸出水処理能力	0.5 m ³ /日
◆ 浸出水処理方式	生物処理 (含脱窒) + 凝集沈殿 + 砂ろ過 + 活性炭
◆ 跡地利用計画	倉庫

第7節 課題の抽出

1 排出抑制・資源化

(1) 排出抑制

本町全体の原単位は、減少傾向にあり、平成 25 年度 878 g/人・日、平成 26 年度 821 g/人・日、平成 27 年度 777 g/人・日となっています。これは、福岡県平均値と比較すると約 16.7%程度少ないですが、引き続きごみ搬入量を削減することが求められています。

したがって、今後とも町全体で更なる排出抑制に努めるよう、町民や事業所に対して啓発活動等を推進するとともに、新たな排出抑制策の導入について検討する必要があります。

(2) 資源化

平成 18 年 1 月に合併した旧 2 町の地域ごとに分別区分に相違があった。その後、本町の分別収集（回収）品目等の統一化を図るとともに、家庭ごみ及び事業系ごみの定期的な実態把握を行うこと、また、町全体のごみの中に多く含まれる資源可能なもの（生ごみ、古紙類、プラスチック製容器包装類、缶類、びん類）を資源化誘導していくための対策を推進していくことが必要です。

2 収集・運搬

本町では、収集日等を平成 32 年度までに統一化を図るとともに、資源として再利用できるものが可燃ごみに混入したまま排出されている例もあるため、今後も分別の区分と分別の基準に従って適正に排出されるように、町民に対する啓発活動を維持・進展させ、分別排出の徹底を促進することが必要です。

3 中間処理

施設の適正な維持管理、処理経費の低減のために、ごみ排出量の減量化に努め、徹底した予備保全を行う必要があります。

4 最終処分

最終処分場の残余容量には限りがありますので、延命化を図るためにも更なるごみの減量、資源化及び減容化に努める必要があります。

第4章 基本方針

第1節 基本方針

① 環境への配慮を図る

ごみの発生が少ないリサイクルの進んだ社会づくりを進め、環境への負荷をできる限り減らした循環型社会の形成に向けた施策を展開します。

② 3Rを基調とした施策を進める

従来の固形化燃料化処理から、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）リサイクル（再生利用）の「3R」を中心に、ごみの減量化・資源化を促進し、適正なごみ処理体制の構築を図ります。

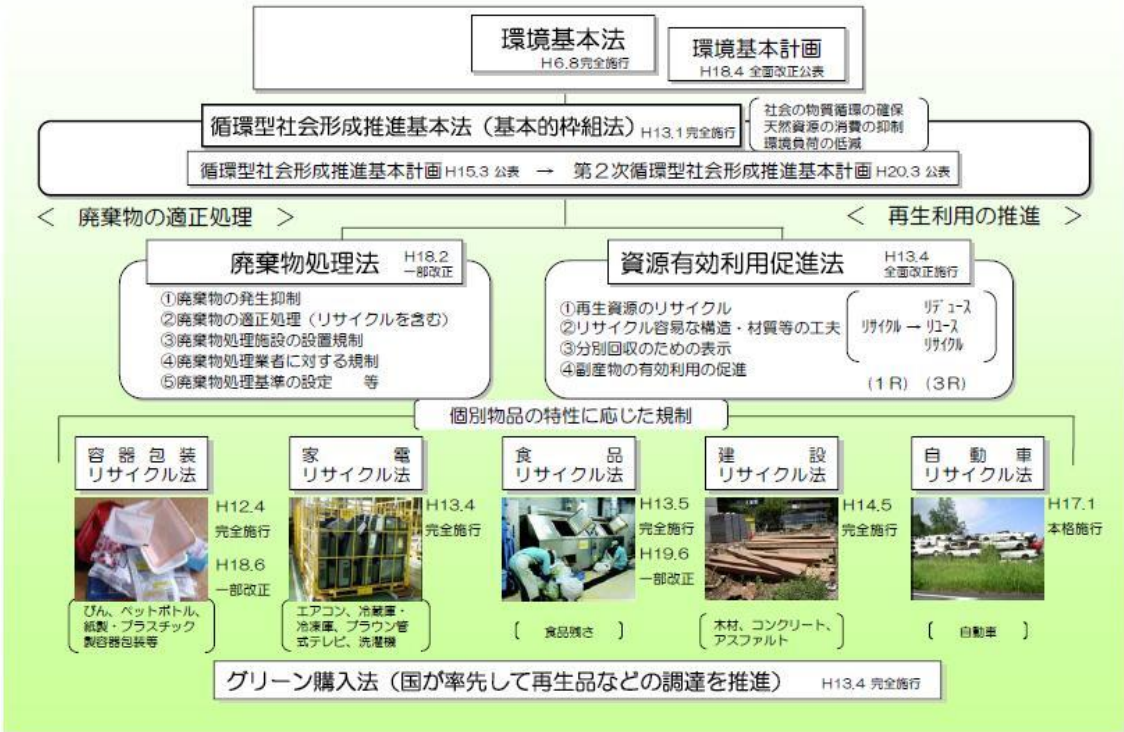
③ 町民・事業者・行政一体でごみ処理に取り組む

生産から流通、消費、廃棄にいたるまで、環境への配慮をしながら的確で効果的にごみ処理を進める必要があります。町民や事業者、そして町それぞれが担うべき役割や責任について、相互に理解を深め、力を合わせながら、ごみの減量や資源の有効活用に向け社会全体で積極的に取り組みます。

④ 環境教育の充実を図る

町民一人ひとりが、ごみを減らす工夫を心がけ、生活様式を変えるなど、ごみに対する町民意識を高め、ものの大切さや自然環境を愛する心を次世代に引き継ぐため、情報の提供や環境教育の充実を図ります。

循環型社会を形成するための法体系



(環境省資料より引用)

図 13 循環型社会を形成するための法体系図

第5章 ごみ量の将来推計

第1節 人口とごみ排出量の予測

1 人口の予測

本町の人口の予測結果を表12に示します。

表12 人口の予測結果

単位：人

年 度		人 口	年 度		人 口
実績	平成13年	21,671	実績	平成23年	20,238
	平成14年	21,547		平成24年	20,023
	平成15年	21,392		平成25年	19,937
	平成16年	21,184		平成26年	19,741
	平成17年	20,832		平成27年	19,335
	平成18年	21,519		平成28年	19,042
	平成19年	21,261		平成29年	18,853
	平成20年	20,962		平成30年	18,566
	平成21年	20,636		平成31年	18,284
	平成22年	19,544		平成32年	18,006

注 予測値は、平成26年～平成29年の平均減少率(0.9848)を使用

* 資料 住民基本台帳(各年4月1日現在)

2 ごみ排出量の予測

現行体制を継続した場合のごみ排出量は予測結果を表 13 のとおりです。また、第 6 章で示す排出抑制・資源化のための施策を考慮した場合のごみ排出量の予測結果を表 14 に表します。

表 13 ごみ排出量の予測結果（現行体制を継続した場合）

単位：t

年度		実績	中間年度	目標年度	備考
		平成 22 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	
人口 (人)	行政区域人口	19,544	19,335	18,006	
	計画収集人口	19,544	19,335	18,006	
年間 量	可燃ごみ	4,501	4,567	4,173	
	缶	128	103	91	
	びん	197	162	147	
	生ごみ	0	0	0	
	その他ごみ	366	410	356	
	粗大ごみ	159	190	204	
	衣類	76	97	77	
	乾電池	5	4	8	
	その他	198	85	72	
	合計	5,630	5,618	5,128	

注 予測値は、平成 26 年～平成 29 年の平均減少率 (0.9848) を使用

* 資料 住民基本台帳(各年 4 月 1 日現在)

表 14 ごみ排出量の予測結果（排出抑制・資源化施策推進後）

単位：t

年度		実績	中間年度	目標年度	備考
		平成 22 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	
人口 (人)	行政区域人口	19,544	19,335	18,006	
	計画収集人口	19,544	19,335	18,006	
年間 量	可燃ごみ	4,501	4,567	3,757	
	缶	128	103	91	
	びん	197	162	147	
	生ごみ	0	0	0	
	プラスチック	0	0	333	可燃ごみ 中 8%
	ペットボトル	0	0	83	可燃ごみ 中 2%
	その他ごみ	366	410	356	
	粗大ごみ	159	190	204	
	衣類	76	97	77	
	乾電池	5	4	8	
	その他	198	85	72	
	合計	5,630	5,618	5,128	

注 人口の予測値は、平成 26 年～平成 29 年の平均減少率 (0.9848) を使用
資料 住民基本台帳(各年 4 月 1 日現在)

第6章ごみ処理基本計画

第1節 排出抑制・資源化計画

1 計画目標

排出抑制の促進のためには、町民・事業者・行政が、製品の生産・流通・消費の各過程において環境や資源に配慮するという考え方が必要です。社会・経済・生活様式を見直してそれぞれの役割と責任を認識し、廃棄物となるものの発生を各段階で抑制し、また再資源化してその利用を促進し、環境への負荷の少ない社会・経済の仕組みをつくっていかねばなりません。

このような認識のもと、本町においては、町民、事業者及び行政がそれぞれ相互に密接に連携し、生産・流通・消費の各段階で不用になったものであっても、ごみとして排出する前に再利用・資源化等の促進を図り、資源循環型社会を形成していくものとします。

表 15 目標年度（平成 32 年度）の減量化・資源化目標

項 目	目 標
ごみの総排出量削減目標	1 人 1 日あたりの排出量を平成 22 年度の 789 g / 人・日から目標年度には 780 g 以下に削減します。
リサイクルの目標	リサイクル率を、平成 22 年度の 47.03% から目標年度には 53%以上とします。

表 16 目標達成後のごみ排出量

年 度	実 績	中間年度	目標年度
	平成 22 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
計画収集人口（人）	19,544	19,335	18,006
総排出量（t）	5,630	5,618	5,128
原単位（g）	789	796	780
総資源化量（t）	2,648	2,443	2,726
リサイクル率（%）	47.03	43.49	53.16

注 予測値は、平成 26 年～平成 29 年の平均減少率（0.9848）を使用

* 資料 住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

2 排出抑制・資源化のための施策

本町では、一般廃棄物の排出抑制・資源化のために表 17 に示す施策を行っています。

表 17 排出抑制・資源化のための施策

施 策	内 容
家庭系ごみ 排出抑制 資源化	ごみの排出実態を定期的に把握し、目標値と照らし合わせ、達成度の評価を行うなど、計画的な 3R を推進します。
	県や事業者と連携し、レジ袋有料化を検討します。
	町指定ごみ収集袋の価格を状況に応じ検討します。
	家庭での生ごみの堆肥化、減容化を図るため、築上町生ごみ処理機補助金交付要綱に基づいて、引き続き生ごみ処理機器の購入者に対し補助金を交付します。
	平成 26 年度を目標として、浄化槽汚泥を液肥センターへ搬入し、液肥へリサイクルを推進します。
	資源回収推進団体報奨金制度により、PTA や子ども会等の団体による資源回収を促進し、その活動を支援します。
	町内小・中学校等の教育機関との連携を強め、また、町内会や PTA などの要請を受け、ごみに関する出前講座を開催するなど、ごみの減量とリサイクルの推進を図ります。
	廃プラスチックや廃天ぷら油を、灯油・軽油・重油相当の油へ交換する方式などを検討し、リサイクルを推進します。
事業系ごみ 排出抑制 資源化	事業系排出抑制事業系一般廃棄物の資源化・減量化を推進するため、事業系ごみ排出状況の実態把握を行い、多量排出事業者に対しては、計画的な排出抑制対策を諮るよう指導を行います。
	廃プラスチックや廃天ぷら油を、灯油・軽油・重油相当の油へ交換する方式などを検討し、リサイクルを推進します。
	事業系一般廃棄物の資源化への指導を行い、事業者による資源化を推進していきます。
	商工会や団体を通じて、事業系一般廃棄物の減量化と適正処理について継続的に啓発を行います。
	事業所からのごみの排出を抑制するために、処理手数料の料金体系の適正化を検討します。

3 町民・事業者・行政の役割

排出抑制・資源化施策の推進に当たっては、町民・事業者・行政の三者が一体となって協力連携して、それぞれの役割を果たすものとします。

(1) 町民の役割

町民は、ごみの排出者であるという自覚をし、「もったいない」の気持ちで自らの生活様式を見直し、ごみの排出量を減らし、再使用、再利用に努めるとともに、ごみ問題に関心、理解を深め、循環型社会のまちづくりに進んで参加、協力します。

表 18 排出抑制・資源化のための町民の役割

① 商品を買うとき
できるだけごみにならないもの、なりにくいものを買います。
簡易な包装の品物を選びます。
本当に必要なものを必要な量だけ、よく考えて買います。
マイバッグ（エコバッグ）を持参します。
できるだけリサイクル商品などグリーン購入対応商品を選択します。
繰り返し使えるもの、耐久性に優れたものを選びます。
② 不要なものが出たとき
最後まで使います。また修理すれば使えるものは、修理して使います。
P T A や子ども会等が行う集団資源回収に協力します。
別の使用用途がないか考え、必要な人に譲るなど、再利用に努めます。
町の分別・排出方法を遵守します。
生ごみの堆肥化と生ごみの水切りを十分に行います。
③ ごみ分別の徹底
ごみ分別・排出方法を十分に理解し、ごみの減量化と分別の徹底により効率的なごみ処理に取り組みます。
分別されていない等の排出基準違反がないよう、ごみの排出モラルの向上に努めます。

(注：マイバックとは、前もって持参するバッグや袋の総称。)

(2) 事業者の役割

事業者は、廃棄物処理法に基づいて、事業活動を行うに当たり、事業系廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理し、ごみ問題に対する関心、理解を深め、循環型社会の構築に向けた事業に積極的に参加、協力します。

表 19 排出抑制・資源化のための事業者の役割

① 製造・販売するとき
ごみになりにくい、リサイクルや処分がしやすい商品の製造・販売に努めます。
繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品等の開発・生産・販売に努めます。
原料や製造工程の工夫により、生産過程に発生するごみの減量化に努めます。
包装や梱包の簡素化に努めます。
製品の製造・販売・流通の各段階において環境負荷の低減に努めます。
② ごみを排出するとき
自らの責任で適正に処理します。
食品リサイクル法に基づき資源化を推進します。
適正な保管場所、排出場所、処理・処分先を確保します。
一般廃棄物と産業廃棄物の区分を遵守します。
町の分別・排出方法を遵守します。
③ ごみ問題への取り組み姿勢
事業者としてのごみ処理に関する責務を十分理解し、自らの責任においてごみの減量リサイクルに努めるとともに、適正な処理・処分を行います。
法令を遵守するとともに法令に基づく適正な負担と役割を担います。
町民とともに事業者が取り組むごみ減量リサイクルの重要性を理解し、町や関係団体が行うごみ減量リサイクル事業に積極的に協力します。
資源物保管場所を確保し、資源回収システムを確立します。
ごみの多量排出事業所における減量化実施計画の作成、計画の実践を行います。
④ ごみ分別の徹底と減量化
各事業所から出るごみの分別の徹底と減量化の協力を呼びかけ、効率的なごみ処理に取り組みます。
廃棄物処理法の規定を遵守し、自社による適切な処理又は許可業者との委託契約による排出等を徹底します。

(3) 町の役割

町は、町民や事業者のごみの発生・排出の抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R活動が円滑に行われるよう、循環型社会形成に向けた仕組みづくりに積極的に取り組みます。

表 20 排出抑制・資源化のための町の役割

① ごみ発生・排出の抑制
町民、事業者、町の協力体制づくりを推進します。
町民、事業者に対する情報提供や啓発活動を強化します。
不法投棄への対応と未然防止に取り組みます。
町指定家庭ごみ袋の価格を状況に応じ検討を行います。
事業系ごみの料金体系の検討を行います。
② ごみの分別・排出方法
ごみの分別・排出方法の指導の徹底を図ります。
効率的かつ安定的な収集体制を整備します。
ごみステーション（資源を含む）の適正な配置等を、地域と連携し検討を行います。
多量にごみを排出する事業所などに対して、指導や情報提供を行います。
③ ごみの処理・処分
適正な最終処分の実施と計画的な施設の確保を進めます。
資源化技術や先進技術に関する研究を行います。
④ 排出者としての取り組み
町役所を始め、町の管理する公共施設において、ごみの減量やリサイクルに率先して取り組みます。
環境負荷ができるだけ小さい物の購入を優先的に進め、資源物の分別を積極的に行い、町役所全体のごみ減量を図ります。
⑤ 支援策
生ごみ処理機器購入者に対し助成を行います。
子ども会・PTA 等が実施する集団資源回収に対し助成を行います。
⑥ 啓発活動
ごみの減量やごみの出し方など、ごみ関連の情報を町民に伝えるため、町報やホームページ等で周知を図ります。
民間拠点回収（店頭回収）の普及・啓発を支援します。
各種イベント等で分別区分のごみ箱を設置し、町民の環境意識の高揚を図ります。
町内会やPTA などの要請を受け、ごみに関する出前講座を開催するとともに、各種団体等と連携し、ごみの減量とリサイクルの推進を図ります。
⑦ ごみ排出モラルの向上
ごみ排出モラルの更なる向上を目指し、分別の徹底がごみの減量化・資源化に結びつき、効率的なごみの処理が地球環境の保全につながることを周知します。
事業系ごみの分別の協力を呼びかけ、資源物の分別を徹底するよう指導します。

第2節 収集・運搬計画

1 計画目標

ごみの収集・運搬は、ごみ処理事業における町民との接点であり、排出されたごみを生活環境の保全上支障が無いよう、中間処理施設や最終処分場まで搬入する手段として位置付けられます。また、増大するごみの量、多様化するごみの質に対応して収集・運搬体制を整備する必要があります。

本計画においては、ごみの発生・排出状況および処理処分体系を整備し、町民のサービスの適正化と合理的、効率的な収集・運搬体制を整備することを目標とします。

2 排出・収集・運搬の方法

(1) 収集区域

収集区域は、町内全域を対象とします。

(2) 収集対象物

現在、収集形態が椎田地区と築城地区で異なるため築上町総合計画の基本計画に基づいて平成23年度までに町域全体の分別収集区分を統一する予定でしたが、平成32年度へ向け再度検討を行います。また、今後も国などの施策に応じた対応を図ります。

なお、分別の基準については、町がマニュアル等を作成し、町民に対して周知徹底を図ります。

(3) 収集・運搬体制

目標年度（平成32年度）における収集体制を表21に示します。

収集・運搬体制の統一の実施にあたっては、町民、関係団体等の理解を得ることとします。また、ごみステーション（資源ごみステーションを含む。）の設置場所や拠点回収所の設置場所、収集方式及び運営体制の見直しを必要に応じて行い、利用しやすい体制づくりを行います。

なお、今後の分別収集区分の見直しなどにも対応できる効率的で効果的な収集運搬体制について検討します。

(4) 事業系一般廃棄物の収集・運搬方法

事業系一般廃棄物は、本町の許可業者による収集、または処理施設等への自己搬入とします。

表 21 収集運搬計画

区 分		収集回数		収集方法	収集運搬
		椎田地区	築城地区		
家庭系	可燃性ごみ	週 2 回	週 2 回	ステーション・個別	委 託
	プラスチック	週 1 回	週 1 回		
	ペットボトル	週 1 回	週 1 回		
	不燃・その他	週 1 回	週 1 回		
	飲食料用・びん類	週 1 回	月 3 回		
	飲食料用・かん類	週 1 回	週 1 回		
	資源ごみ	週 1 回	週 1 回		
	乾電池	随 時	随 時		
	可燃性・粗大ごみ	年 6 回	年 6 回		
	不燃性・粗大ごみ	年 6 回	年 6 回		
事業系ごみ		随 時	随 時	個 別	委 託
直接搬入		随 時	随 時		排出者

3 収集運搬の量

中間年度および目標年度（平成 32 年度）における収集・運搬の量を表 22 に示します。

表 22 収集・運搬の量

年 度 項 目	実 績	中間年度	目標年度
	平成 22 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
可燃ごみ	4,501	4,567	3,757
不燃ごみ	645	596	513
資源ごみ	325	265	654
粗大ごみ	159	190	204
計	5,630	5,618	5,128

第3節 中間処理計画

1 計画目標

中間処理は、搬入されたごみをその性状に適した処理方法で衛生的かつ安全に処理することで、減容化と再資源を行い最終処分場への負担を軽減するために実施されます。

一般的な処理方法としては、資源ごみの資源選別処理、不燃ごみ、粗大ごみの破碎・選別処理などが挙げられます。ここでは、排出されるごみをなるべく分別収集などによって再資源化することを第一としています。

2 中間処理の方法

目標年度（平成32年度）における中間処理の方法を表23に示します。

表23 中間処理の方法（計画目標年度）

種類	処理方法	搬入先	
可燃性ごみ	RDF化（固形化燃料）	清掃センター	
分別収集ごみ	缶類	選別・圧縮・保管	民間業者
	びん類	選別・保管	民間業者
	新聞紙・広告チラシ	選別・圧縮・梱包・保管	民間業者
	ダンボール	選別・圧縮・梱包・保管	民間業者
	雑誌・本・雑紙	選別・圧縮・梱包・保管	民間業者
	布	選別・圧縮・梱包・保管	民間業者
	プラスチック	破碎・油化	清掃センター
	ペットボトル	選別・圧縮・保管	清掃センター
	可燃性粗大ごみ	破碎・選別処理	民間業者
	不燃性粗大ごみ	破碎・選別処理	民間業者
	乾電池	保管	民間業者

第4節 最終処分計画

1 計画目標

廃棄物の処理や処分の作業のなかで、最終処分は、生活環境保全に重要なかわりを持っています。最終処分場は、廃棄物を適切に貯留し、自然界の代謝機能を利用して安定化・無害化を行う施設として今後も必要となります。

本町では、排出抑制・資源化施策を実施してごみの減量・資源化に努めつつ、中間処理を行うことで最終処分量の低減化を図った上で、中間処理後の処理残渣について適正な最終処分を行っています。したがって、最終処分量の軽減のため、ごみの減量・資源化をより一層推進しつつ中間処理による減容化を図り、最終処分場の延命化を図ることを前提として、環境などに配慮した方法で適正に処分していくこととします。

2 最終処分の方法

最終処分場に埋立処分を行っています。

3 最終処分量

築上町一般廃棄物最終処分場の中間年度及び目標年度（平成32年度）における最終処分量を表24に示します。

表24 最終処分量

(t/年)

	実績	中間年度	目標年度
	平成22年度	平成27年度	平成32年度
築上町清掃センター	278	250	232

第5節 総合的な計画

1 総合的な計画

① 環境教育の充実

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から循環型社会への転換にあたっては、将来を担う子どもたちへの環境教育が重要であり、有効な手段です。そのため、町内の小・中学校等の教育機関との連携を強め、排出抑制や資源化に関する出前講座等を積極的に実施します。

また、町民が生涯を通じてごみ問題を学ぶ機会を提供するため、生涯学習機関と連携するなどし、出前講座や研修会の講師派遣等の協力を積極的に実施します。

② 情報提供

町報、町内会回覧、町ホームページ等を利用して、町民や事業者への情報提供を積極的に行います。

③ ライフスタイルの見直し

町民は買い物の段階から、事業者は製造・販売の段階からこれまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイル・ビジネススタイルを見直すとともに、町は本計画の目標達成に向けた各種施策を実施することによって、ごみの排出を抑制し、資源の有効利用やリサイクルを基本とした循環型社会を構築することを目指します。

④ 在宅医療廃棄物の処理

町は、感染性廃棄物の排出及び処理の状況の把握に努め、排出事業者と処理業者からの必要な情報収集、整理を行うと共に、両者が相互に必要な情報を提供しあえるよう、必要な措置を図っていきます。また、在宅医療廃棄物の処理に当たっては、注射針等の鋭利性の判断等について、医療関係者とリスクコミュニケーションを図り、お互いに合意を図った上で、その処理方法を確立し、取組を進めて行くことが必要です。

⑤ 特別管理一般廃棄物・適正処理困難物に対する対処方針

町や一部事務組合で収集及び処理が危険なものや困難なもの及び、廃棄物関係法令などにより指定されているものについては、適正処理困難物として製造者や販売業者に処理を依頼することが原則です。これらの品目については、何が適正処理困難物であるか明確にし、適正な処理ルート確保とその情報交換に努め、排出者に対して適正な排出方法について情報提供を進めていきます。

⑥ 不法投棄対策

本町においても、不法投棄が後を絶たず、良好な生活環境を保全するうえで大きな問題となっています。ごみの適正処理について町民及び事業者に対して啓発を行うと共に、町民や各種団体等の協力を得ながら、県・警察・関係機関との連絡を密にし、不法投棄パトロールを実施するなど、監視体制を強化していきます。

⑦ 野外焼却対策

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、一部の例外を除き廃棄物の野外での焼却が禁止されています。周辺の環境を保全するため、今後も遵守されるよう啓発と指導に努めていきます。

⑧ 地域に関する諸計画との関係

ごみ処理基本計画に基づく施策の実施にあたっては、県の廃棄物処理計画、町の総合計画など関連する行政計画との整合及び調整に十分配慮するものとします。

第7章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

1 生活排水処理に係る理念、目標

本町では、生活排水による水質汚濁が問題となってきたおり、生活環境の向上と清浄な河川の水質を守るために、下水道事業など適切な整備方法の採用により計画的な整備を図るとともに、合併処理浄化槽の設置促進などにより生活排水処理対策を推進しています。

今後も河川の水質保全に努めて、魚が棲む澄んだ川の状態を保持改善することを基本に、経済的かつ効率的に生活排水処理施設の整備を推進します。

2 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として、公共下水道及び農業集落排水事業整備を進め、地理的、財政的な制約等により下水道の整備が当分望めない地域では、合併浄化槽の設置促進、廃食用油を利用した石鹼等の使用により水質浄化意識の高揚を図るとともに、生活排水処理施設を整備を計画していきます。

- (1) 汚水処理施設の整備を進めることにより、地域住民・事業者等、官・民一体となった水辺環境の再生に取り組みます。
公共下水道の事業認可区域内の整備完了に向けて事業を推進し、下水道計画区域外の地域で、単独処理浄化槽及びし尿の汲取りによる処理を行っている地域については、合併処理浄化槽への転換を図ります。
- (2) 公共下水道や合併処理浄化槽による処理の普及促進を図るため、町民への啓発活動や各種の情報提供に積極的に取り組み、一層の水洗化率の向上を図ります。
- (3) 浄化槽維持管理の不徹底や生活雑排水の未処理放流による水質汚濁の防止をするため、関係業者と協議しながら指導に努めます。
- (4) 公共下水道や合併処理浄化槽の普及によるし尿及び浄化槽汚泥の推計処理量を踏まえ、より効率的な処理方法を検討します。
- (5) 築上町椎田浄化センター供用開始に伴い発生する汚泥を資源化するため、築上町液肥製造施設へ搬入する。液肥製造施設において発生する汚泥等については、堆肥製造施設へ投下し、資源の有効活用を図ります。

第2節 生活排水処理の現状

1 生活排水の排出状況

本町における生活排水の排出状況は次の表 25 に示すとおりです。

表 25 生活排水の処理形態別人口の内訳

単位：人

区分		年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
非 水 洗 化	計画収集人口		10,976	10,442	9,767
	自家処理人口		70	70	70
	計		11,046	10,512	9,837
水 洗 化	公共下水道人口		2,702	2,889	3,122
	コミュニティ・プラント人口		0	0	0
	浄化槽人口		5,884	5,945	5,894
	計		8,586	8,834	9,016

2 し尿・浄化槽汚泥の処理状況

(1) 現況

本町のし尿の収集・運搬については業者に許可しており、浄化槽汚泥の収集・運搬についても許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施しています。

椎田地域においては、し尿は液肥センターで肥料として製造処理されています。八津田地域においては、椎田北部浄化センター輪生館で固形肥料として製造処理されています。

築城地域においては、築上町第2有機液肥製造施設を整備し（平成29年10月完成）し尿及び浄化槽汚泥の全量を液肥として製造処理しています。築城浄化センターで処理する脱水汚泥は、セメントの原料としてリサイクルされています。

(2) し尿・汚泥の排出状況

し尿・汚泥の搬出状況は表 26 のとおりです。

表 26 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

単位：kl/年

処理内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
汲み取りし尿	11,236	10,992	10,329
浄化槽汚泥	3,726	4,039	4,389
合 計	14,962	15,031	14,718

第3節 生活排水処理計画

1 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、表 27 のとおりです。

表 27 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 合併処理浄化槽	し尿及び生活排水	個人等
(2) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(3) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	築上町

2 処理の目標

「1. 基本方針」に掲げた理念、目標を達成するため、すべての生活排水を下水道と合併処理浄化槽で処理することを最終目標にしています。平成 32 年度までの計画を以下に示します。

(1) 生活排水処理の目標

生活排水処理の目標を表 28 に示します。生活排水処理の目標としては、生活排水処理率を計画目標年度である平成 32 年度に 57.2%と設定しています。

表 28 生活排水処理の目標

◆ 生活排水処理率の目標値

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
生活排水処理率	38.9%	45.7%	57.2%

(注：生活排水処理率：水洗化・生活排水処理人口÷計画処理区域人口)

◆ 人口の目標値

単位：人

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
1 行政区域内人口	19,554	19,335	18,006
2 計画処理区域内人口	19,554	19,335	18,006
3 水洗化・生活雑排水処理人口	7,916	8,834	11,666

(2) 生活排水の処理形態別内訳

生活排水の処理形態別内訳を表 29 に示します。

表 29 生活排水の処理形態別人口の内訳

単位：人

区分		年度	平成 26 年度	平成 28 年度	平成 32 年度
非 水 洗 化	計画収集人口		10,976	9,767	6,270
	自家処理人口		70	70	70
	計		11,046	9,837	6,340
水 洗 化	公共下水道人口		2,702	3,122	5,653
	コミュニティ・プラント人口		0	0	0
	浄化槽人口		5,884	5,894	6,013
	計		8,586	9,016	11,666

3 生活雑排水を処理する区域および人口など

(1) 下水道の推進区域

2町の合併に伴い、旧行政区域界にとらわれることなく、広域的な観点から町内全域を対象に、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の汚水処理施設整備事業で、各整備手法の有する特性及び水質保全効果、経済性や地域の実情等を総合的に勘案し、一層の効率的な下水道の整備を図っていきます。

公共下水道区域の築城処理区においては、平成19年度に全体計画を見直し、計画区域93ha、計画人口2,800人、計画目標年次は平成39年度となっています。

公共下水道区域の椎田処理区においては、平成19年度に全体計画を見直し、計画区域97ha、計画人口3,000人、計画目標年次は平成39年度となっています。

農業集落排水区域の椎田西部地区においては、平成19年度に着手を行い、計画人口1,380人、計画目標年次は、平成26年度となっています。

(2) 合併処理浄化槽の推進区域

下水道計画区域以外の地域。(下水道法第4条第1項の認可を受けた地域を除く)

4 施設とその整備計画の概要

施設とその整備計画の概要を表30に示します。

表30 施設とその整備計画の概要

		計画区分	計画処理人口	整備完了予定年度	事業費見込
公共 下 水 道	築城処理区	全体計画	2,800	平成27年度	4,592百万円
		認可区域	3,600	平成27年度	4,592百万円
	椎田処理区	全体区域	3,000	平成39年度	4,442百万円
		認可区域	1,890	平成27年度	2,498百万円
	計	全体計画	5,800		9,034百万円
		認可区域	5,490		7,090百万円
農業 集 落 排 水	椎田西部地区	処理人口	1,380	平成26年度	1,940百万円
合併処理浄化槽		町内全域 (上記事業区域を除く)		平成23年度 ～平成37年度	193百万円

5 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬・最終処分は、現行体制を継続します。
収集・運搬の量を表 31 に示します。

表 31 収集運搬の量

単位：kl/年

種 類	地区	平成 22 年度	中間年度 平成 27 年度	目標年度 平成 32 年度
し 尿	椎田	6,903	6,316	4,952
	築城	5,230	4,644	4,065
浄化槽汚泥	椎田	2,402	2,364	2,827
	築城	1,586	1,738	1,704
小 計	椎田	9,305	8,680	7,661
	築城	6,816	6,382	5,742
合 計		16,121	15,062	13,403

6 その他

本町の水環境を改善し、快適な水環境を確保するためには、下水道の整備を進めるとともに、下水道への接続率を高める必要があります。

また、合併処理浄化槽設置補助金制度を広くアピールし、下水道計画区域外の合併浄化槽による生活排水の処理を拡大しなければなりません。

そのために、生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性などについて町報や町ホームページ等を活用し広報・啓発を行います。

築上町一般廃棄物処理基本計画

平成 24 年(2012 年)3 月発行
平成 30 年(2018 年)2 月見直し

発行／築上町

編集／築上町環境課

〒829-0392

福岡県築上町大字椎田 891 番地 2

TEL0930-52-0001